昭和58年4月1日制定 平成7年4月1日一部改正 「環境部3R推進課〕

(趣旨)

- 第1条 この細則は、郡山市資源回収推進報奨金交付要綱(昭和58年4月1日制定。以下「要綱」という。)第8条に基づき、交付の施行について、必要な条項を定めるものとする。 (品目)
- 第2条 要綱第1条に規定する有価物は、市のごみ収集対象物のうち、次の各号に掲げるものと する。
 - (1) 古紙
 - ア 新聞紙類
 - イ 雑誌類
 - ウ 段ボール類 (カーボン、油及び薬剤の付着紙を除く。)
 - エ 紙パック
 - (2) 金属
 - ア 鉄類
 - イ 非鉄類
 - (3) 繊維
 - ア 布類
 - イ ボロ類
 - (4) ビン
 - ア 酒ビン類
 - イ 洋酒ビン類
 - (5) その他の有価物

(登録の申請期間)

第3条 要綱第4条第1項の規定による申請の期間は、第1回の集団回収実施までに行わなければならない。添えて、集団回収を実施したつど、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この期間を変更することができる。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。